

## 沖縄県農業経営相談所専門家登録規程

### 1 専門家の資格要件

本事業により派遣する専門家は、次の（１）から（４）までの全ての要件を満たす者であって、沖縄県農業経営相談所の専門家名簿に登録されたものとする。

- （１）農業経営者サポート事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- （２）自らの専門的分野において農業経営者等への支援実績があること。
- （３）沖縄県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への指導等ができること。
- （４）以下のいずれかに該当すること。
  - ア 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
  - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
  - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
  - エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

### 2 専門家の登録更新及び解除

#### （１）専門家の登録

- ア 専門家は、履歴書（様式1）及び支援実績（様式2）の提出によりその登録申請を行い、経営戦略会議の下に設けた審査会において調査票（様式3）にて面接及び審査並びに経営戦略会議における承認を経て、選定されるものとする。
- イ 専門家を選定した場合は、専門家名簿へ登録し、当該専門家に登録証（様式4）を交付するものとする。
- ウ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに沖縄県農業経営相談所に連絡するものとする。
- エ 専門家の登録期間は、3年間とする。

#### （２）専門家の登録更新

- ア ある専門家の登録期間の満了時においては、当該登録期間中における沖縄県農業経営相談所での指導等の実績や他関係機関での支援実績などを勘案し、その登録の更新の可否を総合的に判断する。
- イ 沖縄県農業経営相談所は、アによる判断の結果について専門家に書面で通知し、アによりその登録の更新が可能と判断され、当該登録の更新を受ける意志のある専門家は、書面でその旨を沖縄県農業経営相談所に通知するものとする。なお、沖縄県農業経営相談所が定める期日までに通知をしない専門家については、その登録の更新を行わないものとする。

#### （３）専門家の登録解除

専門家が3の（３）又は（４）の規定に違反した場合は、沖縄県農業経営相談所の判断により速やかにその登録を解除するものとする。

### 3 専門家の職務

専門家は、沖縄県農業経営相談所からの指導等の依頼に基づき、農業経営者等への指導等に必要の技能等を踏まえ、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導等を行うものとする。

#### (1) 指導等の事前調査

専門家は、農業経営者等への指導等を行うに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導等を行うため、事前に当該農業経営者等の農業経営の概要及び指導等を希望する内容について十分理解することとする。

#### (2) 指導等の内容の報告

専門家は、指導等の終了後、沖縄県農業経営相談所が定める期日までに指導等の内容を案件ごとに経営指導報告書（様式5）により報告するものとする。

#### (3) 守秘義務

専門家は、指導等により知り得た農業経営者等の秘密を厳守するものとする。

また、沖縄県農業経営相談所の運営、事業等に関して知り得た情報についても、沖縄県農業経営相談所の同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

#### (4) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 著しく沖縄県農業経営相談所又は本事業の信用を損なう行為

イ 反社会的勢力との交流又は当該交流が疑われるような行為

ウ 農業経営者等に対し、沖縄県農業経営相談所の同意を得ずに行った自らの営業行為

エ 沖縄県農業経営相談所の同意を得ずに行った指導等

### 4 留意事項

#### (1) 指導の事前調整

本事業の円滑な推進を図るため、コーディネーター又は沖縄県農業経営相談所の事務局員（以下「事務局員」という。）は、専門家が指導等を行う上で必要とする情報の収集等を十分に行い、相談カルテに相談内容をできるだけ詳細に記入するものとする。

#### (2) 専門家派遣への同行支援

専門家が訪問、リモート通信等による指導等を行う場合には、原則、コーディネーター又は事務局員が当該専門家等に同行し、当該指導等を支援するものとする。ただし、業務上やむを得ない事情がある場合には、他の支援機関等が同行支援を行うことができる。

#### (3) 受益者負担

専門家が指導等を行う際に要する材料費等、伴走型支援の終了後において引き続き専門家から指導等を受けるために必要となる顧問料等は、当該指導等を受ける農業経営者等の負担とする。

#### (4) 専門家の謝金及び旅費

専門家の謝金及び旅費については、沖縄県農業経営相談所の「専門家の謝金及び旅費規程」によるものとする。

また、謝金及び旅費の支払いに当たっては、専門家から提出された経営指導報告書（様式5）の内容を確認し、1月単位で集計を行い、沖縄県農業経営相談所が定める期日に専門家の指定する口座に振り込むものとする。

(5) 事後指導

沖縄県農業経営相談所は、専門家の指導等が完了した後も必要に応じて当該農業経営者等に対して事後指導を行うことにより当該指導等の成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとることとする。

また、必要に応じ、当該専門家又は事後指導に必要な他の専門家の派遣を経営戦略会議に提言することにより事後指導の充実を図るものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。